

日本労働年鑑 第24集 1952年版  
The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 法廷闘争

第一節 概説

(一)

民事訴訟に関する限り、法廷を利用する労資の闘争は一九四八年末から一九四九年初頭にかけて大きく転換した、それまでは、使用者が労働者又は労働組合の生産管理や座りこみストをその所有権に基いて排除せんとする民事訴訟が多く、一九四八年に例をとっても日本タイプや東宝等の争議において使用者が仮処分を利用して労働者が占拠している工場や撮影所の明渡を求めたのがその適例であろう。然し四八年末頃からは次第に労働者の側から進んで民事訴訟を利用するケースが多くなり、この傾向は四九年から五〇年にいたって一層顕著になって来た。東京地方裁判所に系属した労働民事事件についてこの傾向を簡単に概観すれば次の通りである。すなわち四八年度における労働者側申請事件七件、使用者側申請事件七件で同数であるが、四九年に入ると、前者四八件に対し、後者は僅か九件となり、更に五〇年に至るとこの差はもはや比較を絶する程になり、前者は一九〇件の多数に上るのに対して後者は三四件に止るのである。

その背後に在るのはいうまでもなく次の事情である。すなわち四九年に入って漸く緒につき始めたインフレ収束の政策は中小企業の倒産と大企業の相つぐ人員整理をもたらし、それまで圧倒的攻勢の立場にあった労働者はその位置を転じて馘首反対、賃金遅配反対の守勢的立場に立たされ、加うるに労働組合内の反共的民主化運動の発展とからんで左翼労働組合の一般的凋落をもたらし、これらがこぞって裁判所の救済を利用することになったことである。労働組合は、攻勢の立場にたつときは決して裁判所を利用することを考えない。裁判所は原則的には決して労働者の味方になりえない限界をもっていることを十分に知っているためばかりでなく、裁判所を利用する必要性を全く感ずることなく専らその団結の力によって自己の要求を実現してゆく。

この場合労働者は裁判所の決定にもとづく強制執行さえ、その実力によって阻止しようとする。然しながら一たび転じて守勢に立たされるときは、そして本来の団結の力を十分に発揮する条件にめぐまれないときは、大いに裁判所を利用してその要求の実現に努める。四八年から五〇年に至る右の経緯はこのような事情によるものと理解できよう。尚この際に注意しなければならないことは、使用者の求める仮処分は一般に極めて強力なものであり、時として撮影所にたてこもる数百の労働者を警察力を利用して一挙に追出す程の力を発揮するけれども、労働者の求める仮処分はたかだか解雇の効力を停止したり、遅配賃金、未払退職金の支払を求める程度の極めて微弱なものであることである。この点を見逃しては、裁判所の階級闘争における役割を理解することはできないであろう。

(二)

このような大勢は一九五〇年もそのまま引続き、殊にその後半に入ってからレッド・ページ反対闘争もからんで一層複雑になってゆく。というのは少くともレッド・ページに関する限り、労働者の裁判所に対する考え方は明らかに従来の人員整理反対闘争の場合のそれと異ってきたからである。このことは後述することにして、まず左に東京地裁が一九五〇年に受理並に処理した民事労働事件を各月別に分類した表を掲げてその趨勢を明らかにしよう(資料の関係で東京地裁のそれしか紹介できないことを遺憾とするが、東京地裁の数字は全国的傾向を拡大して表現しているものと考えらる)。

右の中労働者側旧受事件一五件は四九年秋から冬にかけて行われた人員整理反対闘争の事件である。

一月から四月にかけては、有名な国鉄裁定問題に関する国鉄労組の勝訴を除いては取り立てていうこともない。

五月から六月にかけて労資共に若干増加を示すのは、日立・東宝・東日電線等の人員整理反対闘争によるものである。これらは何れも多くの民事々件と刑事々件を生んだ。

八月、九月と労働者側申請が目立って増加したのは、新聞・放送・結核予防会・電産等をおそったレッド・ページによる。

一〇月から一二月にかけても同様、日通・私鉄・電線・金属等々のレッド・ページ反対闘争によって件数が増加している。なお一〇月一一月に使用者側が増加しているのもそれであって、レッド・ページ反対闘争に対抗するものである。

これらの事件を内容別に分類すると次の通りである。

#### 労働者側申請事件

地位保全を求めるもの、一一六件。賃金・退職金の支払を求めるもの、三四件。就業規則改訂に関するもの、四件。組合内又は組合内部の紛争、九件。その他、一八件、計一九〇件。

#### 使用者側申請事件

解雇を理由とする立入禁止を求めるもの、二八件。争議を理由とする工場明渡を求めるもの、五件。その他、一件。計三四件。

右で明らかな通り、馘首反対のために地位保全を求めるものは全件数の六〇%をしめて一一六件にのぼり、これに賃銀支払を求めるものを加算すれば、一五〇件の多数になる。

それに就業規則に関するものは何れも使用者側の一方的な改訂が無効であることを主張するものであることを考えれば、労働者の求める仮処分等が何れも使用者の攻撃に端を発する、つつましかなものであることを理解できよう。これにひきかえ、使用者側の事件は三四件中三三件までが立入禁止、工場明渡を求めるものであって、もしそれが許されるならば当該紛争に決定的影響を与える強力なものであった。

#### (三)

五〇年における階級的刑事々件として特記すべきものは、三鷹事件、松川事件、春日正一の事件、台東会館事件、神戸朝鮮人事件等であろう。争議に伴う刑事々件として東日電線事件、理研荒川事件、富士産業三鷹工場事件等がある。

またレッド・ページに関連しては全国的に多数の刑事々件を惹起した。凸版印刷・東急・東芝府中・

東日重工・石川島造船・ライオン油脂・早稲田大学等々枚挙にいとまがない。

なお五〇年に起った刑事事件として、職業安定所のアブレなくせの闘争にさいして起った住居侵入、公務執行妨害、傷害等の多数の事件も看過できない。

その他占領軍軍事裁判所の関係では、五・三〇人民大会事件、及びその後秋までひきつづいた質問書事件、片貝事件等があり、また六月二五日の朝鮮動乱以後は、反戦ビラ配布を理由とする占領目的違反事件が激増した。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---